



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名）

ページ

○ 公安委員会規則	
*11 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示	
780 県営土地改良事業計画の変更	（農業農村整備課）..... 3
781 道路の位置の指定	（都市政策課）..... 3

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年9月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 4 条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第 1（第 4 条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略				略			
和歌山県海南警察署		略	略	和歌山県海南警察署		略	略
		海南駅前交番（海南市名高）	略			海南駅前交番（海南市名高）	略
		重根交番（海南市重根東一丁目）	海南市のうち、 赤沼、井田の一部、海老谷、大野中の一部、沖野々、小野田の一部、上谷、木津、九品寺、扱沢、阪井、重根、重根西一丁目、重根西二丁目、重根東一丁目、重根東二丁目、次ヶ谷、野上新、野上中、幡川、東畑、ひや水、別所、溝ノ口、				

		南赤坂、椋木、山田
	略	略
	野上交番（海草郡紀美野町動木）	略
	且来警察官駐在所（ <u>海南市且来</u> ）	略
	原野警察官駐在所（ <u>海南市原野</u> ）	略
	略	
略		

別表第 2（第 4 条の 2 関係）
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県和歌山西警察署	略	略
和歌山県海南警察	大野中警察官連絡所	<u>海南市大野中</u>
	阪井警察官連絡	<u>海南市阪井</u>

	略	略
	野上交番（海草郡紀美野町動木）	略
	大野中警察官駐在所（ <u>海南市大野中</u> ）	<u>海南市のうち井田の一部、大野中の一部、幡川、南赤坂、山田</u>
	且来警察官駐在所（ <u>海南市且来</u> ）	略
	阪井警察官駐在所（ <u>海南市阪井</u> ）	<u>海南市のうち小野田の一部、扱沢、阪井、重根、東畑、別所</u>
	原野警察官駐在所（ <u>海南市原野</u> ）	略
	野上中警察官駐在所（ <u>海南市野上中</u> ）	<u>海南市のうち赤沼、海老谷、沖野々、上谷、木津、九品寺、次ヶ谷、野上新、野上中、ひや水、溝ノ口、椋木</u>
	略	
略		

別表第 2（第 4 条の 2 関係）
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県和歌山西警察署	略	略

置	所				
	野上中警察官連絡所	海南市野上中			
略			略		

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業日向地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業日向地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年9月30日から同年10月20日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第781号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3691	田辺市中万呂字天王代3番の一部、4番の一部、7番5の一部、7番18の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	令和 7. 9. 11	4. 02 ┘ 5. 03	83. 86